

横浜市医療局病院経営本部請負工事監督事務取扱要綱

制 定 平成24年10月4日

(趣旨)

第1条 医療局病院経営本部が発注する工事及び製造（物品の製造を除く。）の請負（以下「工事」という。）の監督の取扱については、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(監督員の任命)

第2条 工事担当部長は、監督員を任命する場合は、監督員任命簿（第1号様式）により行うものとする。

(監督員の通知)

第3条 工事担当部長は、監督員を任命したときは、監督員任命通知書（第2号様式）により請負人に通知するものとする。

(監督員指示書)

第4条 監督員は、請負人に対して必要な指示をするときは、監督員指示書（第3号様式）により行うものとする。

(工事監督記録簿)

第5条 監督員が横浜市医療局病院経営本部請負工事監督事務取扱規程に基づいて行った措置及び指示事項その他は、工事監督記録簿（第4号様式）に記録するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。



請 負 人

様

横浜市医療局病院経営本部  
工事担当部長

任 命  
監 督 員 通 知 書  
変 更

任命  
次の工事について、次のとおり監督員を したので契約約款第10条第1項の規定  
変更  
により通知します。

工 事 名

	職 氏 名	所 属
総括監督員		
主任監督員		
担当監督員		
担当監督員		
担当監督員		

※ 工事の途中で監督員が替わる場合は変更の通知をします。



第4号様式 (第5条)

# 工 事 監 督 記 録 簿

工 事 名  
工事場所  
請 負 人  
請負金額

総括監督員氏名

主任監督員氏名

担当監督員氏名

月 日	報 告 事 項	指 示 事 項	措 置 及 び 結 果